

委託事業物品の管理の不備に関する件について
(会計検査院から是正改善の処置等を求められた件)

平成 30 年 10 月 15 日
原子力規制庁

原子力規制委員会は、平成 30 年 10 月 15 日、会計検査院から、会計検査院法第 34 条の規定により、委託事業により取得した物品（※）の管理等については是正の処置及び是正改善の処置を求められました。

原子力規制委員会は、受託者に対する指導など物品管理の業務管理を徹底するとともに、物品の管理業務に携わる者を対象に制度を周知徹底するなどして、再発防止を図ります。

※ 地方公共団体、独立行政法人等に試験研究等を委託した場合に、受託者が国費により購入した備品等を指す。

1 処置を求められた委託事業物品の概要

検査の対象とした重要物品として物品管理簿等に記録されている委託事業物品の数量	2,146 個	(平成 28 年度末)
管理が適切に行われておらず、その状況が正確に物品管理簿に反映されていないなどしている委託事業物品等の数量(1)	443 個	(平成 28 年度末)
無償貸付された上で収益事業等に使用されている委託事業物品の数量(2)	234 個	(平成 25 年度～29 年度)
(1) 及び(2) の純計	642 個	

2 会計検査院から求められた処置と当委員会の対応（枠内は会計検査院資料から引用）

(1) 是正の処置を求められた事項

前記の物品管理簿に正確に記録されていないなどの委託事業物品のうち重要物品等について、現況を把握して物品管理簿等を適切なものとするよう必要な処置を執ったり、都道府県等において使用される見込みがないまま長期間保管されているものについては、速やかにその活用方法の検討を行ったりする

※ 「重要物品」は、取得価格が 50 万円以上の機械及び器具をいう。

【対応】

物品管理簿等関係帳簿の記載を正確なものとするべく、現況の把握のため、委託事業物品について、関係記録の確認と是正を進めている。

また、受託者において使用される見込みがないまま長期間保管されているものについては実態の把握と活用方法の検討をしている。

(2) 是正改善の処置を求められた事項

ア 委託事業の執行担当課に対して、委託事業終了の際に、受託者が継続使用を希望する委託事業物品について、所有権移転を指示する通知書を速やかに受託者に送付したり、財産取得通知書を速やかに物品管理係に提出したりして、必要な情報を物品管理係と共有して無償貸付等の手続を適時適切に行うよう周知徹底を図ること

【対応】

関係課等において物品に係る記録の精査を進めており、その結果を踏まえて、所有権移転を指示する通知書や取得財産報告書の提出を行っている。

また、部内における手続の進捗管理のためチェック表を作成するとともに、執行担当課向けの研修（直近は本年2月）を実施している。

イ 受託者に対して、無償貸付の条件に従い、委託事業物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、委託事業物品を使用する見込みがなくなった場合には、貴委員会に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底を図るなどして、貴委員会において活用方法の検討が適時適切に行われるようにすること

【対応】

無償貸付の条件を遵守することを貸付承認通知書等により周知しているが、これらの事項については改めて周知して徹底を図る。

ウ 委託事業物品の取扱いに関する事務連絡等に次の内容を記載して、その内容を関係者に周知すること

(ア) 複数の機器で構成される委託事業物品について、その構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握して物品管理を適切に行う必要性及びその具体的な方法

(イ) 物品管理の対象とすべきものの範囲、その取得価格の考え方等

(ウ) 復興特会委託事業物品の属する会計の取扱い

【対応】

(ア)については、複数の機器で構成される物品について、主要な構成機器を単位として物品管理簿に記録することを検討しており、その結果を踏まえて文書により周知するが、物品により構成が異なるので、当面、構成機器ごとの更新状況や取得価格

について把握できるようにするよう周知した。

(イ)については、事務連絡を発出して周知した。

(ウ)については、復興特会委託事業物品を一般会計へ管理換えすべきところ、復興特会のままとしていたものであり、昨年度末に管理換えの手続を完了した。また、その後の取扱いについては、関係文書に記載して所要の措置が講じられるようにした。

エ 受託者に対して無償貸付された委託事業物品を貸付けの目的以外の目的のために使用しないことの周知徹底を図るとともに、受託者が貸付けの目的である委託事業に使用していない時間に収益事業等に使用することを希望する場合には、その報告をさせることとした上で、収益事業等に使用させないこととしたり、必要なものについては有償貸付としたりすること

【対応】

会計検査院から処置を求められた理由である事案（※）について、今年度から有償貸付とし、昨年度以前の委託事業以外への使用については未払いの使用料があったものと認め、本年6月に納付させた。

※ 上記1(2)関係

（公財）日本分析センターは、平成24年度以前から無償貸与されていた委託事業物品である分析機器を、委託事業以外の事業に係る分析にも用いて収益を得ていた。

原子力規制委員会に物品が移管された後の平成25年度以降について記録を精査し、平成29年度までの委託事業以外での使用について当該分析機器の未払いの使用料があったと認めてその納付を求め、本年6月に129,368,267円（延滞利息を含む。）が納付された。

また、本年度は、当初から、委託事業に支障がない範囲で他の事業に有償で使用させる、有償貸付とした。

また、このような事案があったことを踏まえ、本年8月、委託事業物品の無償貸付先に対し、関係課等から受託者に対して委託事業以外への使用の有無を確認するとともに、目的外使用の禁止を改めて周知した。

＜問い合わせ先＞

原子力規制庁 長官官房参事官（会計担当） 原田

担当：栗原、槇島

電話：03-5114-2103

(参考) 関係法令

会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）

第三十四条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）

（定義）

第二条 この法律において「物品」とは、国が所有する動産のうち次に掲げるもの以外のもの及び国が供用のために保管する動産をいう。

一 現金

二 法令の規定により日本銀行に寄託すべき有価証券

三 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項第二号又は第三号に掲げる国有財産

2 この法律において「供用」とは、物品をその用途に応じて国において使用させることをいう。

3 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいい、「各省各庁」とは、同法第二十一条に規定する各省各庁をいう。

（管理換）

第十六条 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、物品管理官に対して、物品の管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。）を命ずることができる。

2 物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長（前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員）の承認を経て、物品の管理換をすることができる。

3 異なる会計の間において管理換をする場合には、政令で定める場合を除くほか、有償として整理するものとする。

（貸付）

第二十九条 物品は、貸付を目的とするもの又は貸し付けても国の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

2 略

(帳簿)

第三十六条 物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、これに必要な事項を記載し、又は記録しなければならない。

(物品増減及び現在額報告書)

第三十七条 各省各庁の長は、国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるものにつき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）

(帳簿)

第四十二条 物品管理官、物品出納官又は物品供用官は、物品管理簿、物品出納簿又は物品供用簿を備え、それぞれの職務に応じ、その管理する物品についての異動を記録しなければならない。ただし、財務大臣が指定する場合は、この限りでない。

(物品増減及び現在額報告書の作成)

第四十三条 法第三十七条に規定する政令で定める物品は、機械、器具及び美術品のうち財務大臣が指定するものとする。

2 略

物品管理法等の実施について（昭和40年4月1日付け蔵計第771号）

3 令第43条第1項に規定する「機械、器具及び美術品のうち財務大臣が指定するもの」について

令第43条第1項に規定する「機械、器具及び美術品のうち財務大臣が指定するもの」は、取得価格……が50万円……以上の機械及び器具並びに取得価格……が300万円以上の美術品……とする。

国有財産法（昭和23年法律第73号）

(国有財産の範囲)

第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて次に掲げるものをいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四～六 略

2 略

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）

第一条 この法律において、物品とは、国の所有に属する動産であつて、国有財産法の適用を受けないものをいう。

第二条 物品を国以外のもの（宗教上の組織若しくは団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業を営む者を除く。以下同じ。）に無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 国の事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

二 国の事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸し付けるとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な物品を貸し付けるとき

四 国の職員を以て組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

五 国で経営する保険事業において療養の給付として行う被保険者の療養の委託を受けた者に対し、その療養の給付のため必要な物品を貸し付けるとき

五の二 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき

六 地方公共団体又は開拓事業を行う者に対し、開拓のため必要なトラクター（ブルドーザーを含む。）、プロロー、ハロー、抜根機その他の開拓用土木機械を貸し付けるとき

六の二 植物防疫法〔昭和二五年五月法律第一五一号〕第二十七条の規定によりする場合を除き、地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行う者に対し植物の防疫を行うため必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力煙霧機その他の防除用機具を貸し付けるとき

七 家畜の改良、増殖又は有畜営農の普及を図るため家畜を貸し付けるとき

八 貸付期間中においても国が必要とする場合には国の事業に使用し得ることを条件として、家畜を貸し付けるとき

第五条 この法律の施行に関し必要な事項は、各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）がこれを定める。

② 前項の場合には、各省各庁の長は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない

らない。

環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成 12 年総理府令第 140 号）

（通則）

第一条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律第二条第一号、第三号、第四号及び第五号の二並びに第三条第一号及び第三号から第五号までの規定による環境省所管に属する物品（以下「物品」という。）の無償貸付又は譲与については、別に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（無償貸付）

第二条 環境大臣又はその委任を受けた者（以下「環境大臣等」という。）は、次の各号に掲げる場合に限り、物品を無償で貸し付けることができる。

- 一 環境省の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、フィルム、映写用器材、音盤その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他当該目的を達成するために適当と認められる者に対し貸し付けるとき。
- 二 環境省の委託する試験、研究及び調査（以下「試験研究等」という。）のため必要な印刷物、写真、フィルム、映写用器材若しくは機械、装置、工具、器具及び備品（以下「機械器具等」という。）又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等を当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。
- 三 環境省の委託を受けて試験研究等を行った地方公共団体又は公益法人（以下「地方公共団体等」という。）が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該地方公共団体等に対し、機械器具等を貸し付けるとき。
- 四 特別の法律により設立された法人に対し、環境の保全又は原子力の安全の確保に寄与すると認められる試験研究等の用に供するため機械器具等を貸し付けるとき。
- 五 環境省の職員をもって組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。
- 六 災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

（貸付条件）

第五条 環境大臣等は、第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次に掲げ

る条件を付さなければならない。

一 貸付物品の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用（前条ただし書の規定による費用を除く。）は、借受人において負担すること。

二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。

三 貸付物品は、転貸しないこと。

四 貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。

五 貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。

六 貸付物品は改造しないこと。ただし、試験研究等の内容によりこれらの物品を改造を特に必要とするときは、借受人は次に掲げる事項を記載した改造申請書を環境大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

イ 申請者の氏名又は名称及び住所

ロ 改造しようとする物品の品名及び数量

ハ 使用目的

ニ 改造の内容及び改造を必要とする理由

ホ その他参考となる事項

七 貸付物品は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

八 貸付物品は、借受人が貸付条件に違反したとき又は環境大臣等が特に必要と認めるときは、環境大臣等の指示するところに従い、速やかに返納すること。

九 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨及び理由について詳細な報告書を環境大臣等に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。

2 環境大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。